

【公布された条例等のあらまし】

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第二十六号）

- 一 全国知事会や関西広域連合に関する取組をはじめとした広域的な課題に一元的に対応するため、広域行政課を設置することとした。
  - 二 公共施設等の適切な維持管理及び修繕の実施並びに公有財産の有効活用に関する取組を着実に進めるため、管財課に施設最適化室を設置することとした。
  - 三 本県の文化芸術の一層の振興を図るとともに、県民を主役とした事業展開を図るため、とくしま文化振興課と文化創造室を統合し、県民文化課を設置することとした。
  - 四 保険者努力支援制度に対応した取組を強化するとともに、生活保護における医療扶助費の適正化について一体的に取り組むため、国保制度改革課を国保・自立支援課に改組することとした。
  - 五 地域包括ケアシステムの構築及びアクティビシアの活躍の更なる推進に向けた取組を加速するため、長寿いきがい課にいきがい・活躍推進室を設置することとした。
  - 六 国内外からの観光誘客に向けた取組を強力に推進するため、観光政策課に誘客営業室を設置することとした。
  - 七 深刻化する鳥獣被害の軽減に向けた防護対策、鳥獣の捕獲、担い手育成・確保及び捕獲鳥獣の食材としての活用に総合的かつ一体的に取り組むため、農山漁村振興課にふるさと創造室を設置することとした。
  - 八 吉野川における無堤地区の解消をはじめ、流域の一体的な整備を強力に推進するため、河川整備課流域水管理推進室を改組し、流域水管理課を設置することとした。
  - 九 港湾におけるにぎわい創出と本県経済の活性化のための取組を一元的に展開するため、港湾空港経営室を港にぎわい振興室に改組することとした。
  - 十 県南の基幹産業である農林水産業の成長産業化に重点的に取り組むため、南部総合県民局の産業交流部を農林水産部に改組することとした。
  - 十一 県西における世界水準の観光地域を目指した取組を戦略的に展開するため、西部総合県民局に観光振興部を設置することとした。
  - 十二 その他知事の内部組織、職制等について、所要の改正を行うこととした。
  - 十三 この規則は、平成三十年四月一日から施行することとした。
- 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第二十七号）
- 一 機構改革の実施、法令の改正等に伴う所要の整備を行うこととした。
  - 二 この規則は、平成三十年四月一日（一部については、同月二日）から施行することとした。

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第二十八号）

- 一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う整備を行うこととした。
  - 1 徳島県会計規則
  - 2 徳島県収入証紙条例施行規則
  - 3 徳島県公有財産取扱規則
  - 4 徳島県契約事務規則
  - 5 徳島県予算の編成及び執行に関する規則
  - 6 徳島県公舎管理規則

- 7 予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則
- 8 徳島県港湾施設管理条例施行規則
- 9 河川法施行細則
- 10 徳島県職員被服等貸与規則
- 11 徳島県物品購入審査委員会規則
- 12 徳島県補償審査委員会設置規則
- 13 徳島県用度事業特別会計規則
- 14 徳島県県有車両管理規則
- 15 徳島県庁舎等管理規則
- 16 都市計画法施行細則
- 17 正木ダム操作規則
- 18 徳島県土地改良財産規則
- 19 生活保護法施行細則
- 20 福井ダム操作規則
- 21 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則
- 22 徳島県公文書管理規則
- 23 徳島県個人情報保護条例施行規則
- 24 徳島県審議監の設置に関する規則
- 25 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則
- 26 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則
- 27 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則

二 この規則は、平成三十年四月一日から施行することとした。